一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト（以下「当法人」という。）定款第２４条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

２　この規程において、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

３　報酬と前項の費用は、明確に区分する。

（報酬等の区分及び報酬の支給）

第３条　役員等には、勤務形態に応じて、報酬を支給することができる。

（１）代表理事については、報酬を支給することができる。

（２）理事については、報酬を支給することができる。

（３）監事については、報酬を支給することができる。

（報酬の額の算定方法）

第４条　報酬の額は、次のように定める。

（１）代表理事の報酬については、別表１に定める金額の範囲内とする。

（２）理事の報酬については、別表２に定める金額の範囲内とする。

（３）監事の報酬については、別表３に定める金額の範囲内とする。

（報酬の支給方法及び形態）

第５条　代表理事に対する報酬の支給方法及び形態については、当法人職員の給与の例による。

２　理事、監事に対する報酬の支給方法については、会議出席等の支給事由が生じたつど、遅滞なく、本人の指定する金融機関口座への振り込みによって行うものとする。

３　報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用の弁償）

第６条　役員等には職務の遂行にあたり、費用を弁償することができる。

２　前項に定める費用については、実際の職務の遂行に要した実額とする。

（報酬の算定）

第７条　新たに代表理事に就任した者には、その日から報酬を支給することができる。

２　新たに理事に就任した者には、その日から報酬を支給することができる。

（公表）

第８条　当法人は、この規程を公表するものとする。

（規程の変更）

第９条　この規程を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

（委任）
第１０条　この規程の実施について必要な事項は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附　則
この規程は、令和４年５月１２日から施行する。
附　則
この規程は、令和５年７月１日から施行する。

別表１

役職名	報酬の額
代表理事	月額　５０万円以内

別表２

役職名	報酬の額
理事	日額　２万円以内

別表３

役職名	報酬の額
監事	日額　２万円以内